

平成 30 年度 第 1 回習志野市安全で安心なまちづくり協議会の概要

会 議 名	平成 30 年度 第 1 回習志野市安全で安心なまちづくり協議会
開催日時	平成 30 年 8 月 27 日(金) 午前 10 時から午前 11 時 45 分
開催場所	市庁舎 GF(グラウンドフロア) 会議室 B・C
出席者	<p>委 員：三代川委員、五関委員、鈴木委員、野手委員、小林委員、田中委員、石井委員、寺井委員、山本委員、足立委員、橋爪委員、井上委員、飯田委員、榎本委員</p> <p>事務局：協働経済部 竹田部長 防犯安全課 平野課長、山平、野村 習志野警察署 小倉警部 宮本市長</p> <p>傍聴人：0 名</p>
議 題 及び 会議の概要	<p>次 第</p> <p>委嘱状交付式</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 委員紹介 4. 事務局紹介 5. 閉会 <p>第 1 回習志野市安全で安心なまちづくり協議会</p> <p>開会</p> <p>第 1 会議の公開について</p> <p>第 2 会長及び副会長選出</p> <p>第 3 報告</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 習志野市の主な防犯活動について (2) 空家等対策について (3) 習志野市における犯罪発生状況について (4) 電話 de 詐欺撲滅に向けた取り組みについて <p>第 4 その他</p> <p>閉会</p> <hr/> <p>会議の概要</p> <p>委嘱状交付式</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委嘱状交付 市長より再任・新任委員の 9 名へ委嘱状を交付

	<p>3. 委員紹介</p> <p>4. 事務局紹介</p> <p>5. 閉会</p>
	<p>第1回習志野市安全で安心なまちづくり協議会</p> <p>「犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則第4条第1項」により本協議会は会長が招集、議長となると規定されているが、会長及び副会長の選任前のため、事務局 竹田部長が進行。</p> <p>開会</p> <p>第1 会議の公開について</p> <p>第2 会長及び副会長選出</p> <p>指名推薦で会長は飯田委員、会長の一任でということで副会長は田中委員に決定。会長、副会長より挨拶。</p> <p>これより「犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則第4条第1項」により本協議会は会長が議長となると規定されているため、会長が議長となる。</p> <p>第3 報告</p> <p>会議進行の前に会長及び市長より挨拶</p> <p>■事務局より、資料に基づき説明</p> <p>(1) 習志野市の主な防犯活動</p> <p>◇犯罪発生状況の推移… (3) 習志野市における犯罪発生状況について、(4) 電話 de 詐欺撲滅に向けた取り組みについてで、後ほど習志野警察署から説明。</p> <p>◇キラット・ジュニア防犯隊の紹介及び活動内容の説明…今年度は203名の児童・生徒が隊員となった。</p> <p>◇キラット・ジュニア防犯隊の各種表彰…2014地域防犯ボランティア県民大会、ライトブルー少年賞、チャイルド・ユースサポート章。</p> <p>◇市が主体の主な防犯活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・習志野市安全で安心なまちづくり市民大会で市・市民・警察・関係団体等との連携強化及び市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ることを目的に開催。昨年度は280名の参加があった。 ・街頭啓発キャンペーンとして、市内七駅において、駅利用者に対し防犯に関するグッズを配布。 ・合同防犯パトロールの実施。市による防犯パトロールの強化を実施し、犯罪の抑止を図る。実施日は毎月第1月曜日、10月は毎週月曜日。 ・夜間パトロール支援の実施。各地区で自主防犯活動団体が行っている夜間パトロールに同行し、地域の実態把握及び活動内容の確認。 ・自主防犯活動団体への補助。地域住民による地域の防犯活動を推進するため、活動に必要な物品（帽子、のぼり旗、リード標、腕章、ベスト）を

貸与して支援を行い、犯罪防止に対する地域住民の意識高揚を図る。

・「防犯指導員設置及び活動要領」に基づき、地域住民による地域防犯活動の中心となるべく防犯指導員、防犯副指導員を設置。防犯情報の提供・伝達等の拠点として「防犯連絡所」の役割を果たしている。防犯協会会長が習志野警察署長と連名で委嘱しており、任期は原則 2 年となっている。平成 29 年度の防犯指導員委嘱数は 187 名。

・防犯研修会の開催。防犯に関して専門性の高い講師から各種防犯に関する講話を聞き、地域における自主防犯活動の活性・強化を図る。毎年 3 回程度実施。

・防犯灯について。習志野市防犯灯設置及び維持管理基準に基づき、設置箇所は多くの市民が通行する一般に公道とみなされる道路を照明する箇所とし、原則として行止り道路でない箇所としている。設置灯数は平成 29 年度末で 8589 灯設置している。

・防犯カメラについて。習志野市防犯カメラ設置運用基準に基づき、公共の区域内の適切な位置に防犯カメラを設置。市内の防犯カメラ設置台数は平成 29 年度末で 148 台。

・市からの情報発信について。広報紙、ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」、防災行政無線等の様々な広報媒体を活用し、市内の犯罪発生状況や緊急情報を市民等に向けて発信。広報紙の平成 29 年度掲載事項としては、毎月 15 日号に市内犯罪発生状況、8 月 15 日号にキラット・ジュニア防犯隊、10 月 1 日号に安全で安心なまちづくり月間、11 月 1 日号に事件・事故に遭った時の相談窓口、12 月 1 日号に年末年始の特別警戒の記事を掲載。

・市ホームページについて。月 2 回、市内の犯罪発生状況について掲載。また、防災行政無線を放送した際に放送内容を掲載。

・緊急情報サービス「ならしの」について。メール配信サービスで、登録者に週 1 回の市内の犯罪発生状況について送信。また、防災行政無線を放送した際に放送内容を送信している。平成 29 年度末のメール登録者数は 8128 名。

・習志野市防災行政無線について。習志野警察署からの依頼に基づき、市内で詐欺被害が多発しているときに、市民に対して注意喚起するために放送。また、無線の内容が聞き取れなかった人のために放送内容を確認できるテレホンサービスを実施。平成 29 年度末の放送回数は 26 回となっている。

・子供 110 番の家について。子どもが登下校時等に不審者に遭遇したり、露出、痴漢、暴行、恐喝等の被害にあったり、あいそうな時に救いを求めている子どもを保護し、緊急回避所として安全を確保し、関係機関へ通報することを趣旨としている。平成 29 年度の子ども 110 番の家の件数は 959 件。また、平成 29 年度に実際に子ども 110 番の家に駆け込みがあった件数は 7 件。内訳としては、「付きまとい」や「追いかけられた」といった変質行為が 4 件、痴漢が 2 件、露出が 1 件となっている。

・関係機関等との連携、市民・事業者及び各関係団体との連携について。今までも市で行う防犯事業に対し、関係各課や関係機関等と連携を図ってきたが、今後とも連携を維持し、より一層市の防犯事業が充実したものにできれ

ばと考えている。

(2) 空家等対策について

・全国的に空き家は、年々、増加しており、総務省の調査では、平成5年、全国で約448万戸の空き家件数であった。平成25年度の調査では、全国で約820万戸、20年間のうちに約1.8倍に増加している。いままででは、各地方公共団体で独自条例を制定し、対応していたが、国レベルでの制度整備と施策の充実を求める声が高まってきたことから、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」いわゆる「空家特措法」が公布され、翌平成27年5月に完全施行された。本市において、市民の方々から寄せられた空き家に関する申出は、平成27年度が50件、平成28年度には77件と約1.5倍の申出があり、各申出に対して効果的、かつ効率的に対応する必要があると考え、「空家等対策計画」を策定した。空家等実態調査について、本市にはどのくらいの空き家があるのかを実態調査し、調査結果のデータベース化を行い、空き家管理システムを構築。この調査対象とする物件を「空家等候補」として抽出、また、防犯安全課に空き家として情報が寄せられた物件を加えたものに対して現地調査を行った。各空家の状況などの総合評価をし、危険を及ぼす可能性が大きい物件12戸を抽出し、対応にあたっている。

・本市では空家等対策の基本方針を3つ掲げ、取り組んでいる。

基本方針Ⅰ

- (1) 所有者、市民への意識啓発
- (2) 適正管理を促す文書の送付
- (3) 実態把握のための継続的な調査の実施など、5つの取り組みを行っている。

基本方針Ⅱ

- (1) アンケート調査による所有者の意向把握
- (2) 関係団体等と連携した利活用の促進
- (3) 利活用・除却に係る支援制度

基本方針Ⅲ

- (1) 立入り調査の実施
- (2) 「特定空家等」の判断基準の設定
- (3) 「特定空家等判定委員会」の設置など、5つの取り組みを行った。

・特定空家等と認められ、その後解除となった事例についての紹介

■報告(3)(4)は習志野警察署 小倉警部より説明

(3) 習志野市における犯罪発生状況について

・刑法犯認知件数について。千葉県は刑法犯認知件数については、平成14年が最盛期となっており、これは戦後最悪の件数で、約16万8000件という件数を記録している。これ以降、刑法犯認知件数は減少の一途をたどっている。習志野市の方では、平成12年が最盛期となっており、約5400件の認知

件数を記録している。昨年は 1538 件ということで、前年比マイナス 8.6 パーセントということで減少をしている。

・罪種別発生状況。第 1 位が自転車盗となっている。これが約 460 件ということで、認知件数についての割合は約 30 パーセントを占めている。第 2 位万引き、第 3 位侵入盗、第 4 位車上狙い。

・各種犯罪対策について。自転車盗被害のほとんどは無施錠のため、必ず鍵をかけ、できればツーロックをしてほしいということ。自転車の盗難は家の敷地内でも多く発生しているの、自転車から離れる際はどこであっても、いくら短時間でも施錠することを心がけてほしいということ。侵入盗、車上狙いについても、鍵をかけることが重要となってくる。

・電話 de 詐欺の発生状況について。千葉県では件数は毎年増えている状況だが、昨年は 1,517 件となっており、これは戦後最悪の件数を記録している。被害総額も約 31 億円という被害。この約 31 億円というのは、約 23 億 6000 万プラス 7 億 5000 万という表記になり、約 23 億 6000 万というのは詐欺の実際の被害額で、7 億 5000 万円はキャッシュカードやクレジットカードを実際に奪われ、そこから引き出された額となっている。習志野市内では平成 29 年中は 79 件で、これも最悪の件数を記録している。被害額は約 2 億 1000 万円。今年 7 月末現在で、千葉県では認知件数は 758 件、被害額は約 11 億 2000 万円。習志野市では 38 件、被害額は約 3800 万円となっている。この被害額は、盗られたキャッシュカード、クレジットカードから引き出された金額を合計すると、7 月末現在で約 6500 万円という被害になる。一番多い手口はオレオレ詐欺。続いて架空請求詐欺、還付金詐欺となっている。

・市役所職員や銀行員、某有名デパートを騙ってキャッシュカードを騙し取るという手口が多く発生している。電話が掛かってきてお金やカードの話が出たらこれは詐欺だと思ってほしい。

(4) 電話 de 詐欺撲滅に向けた取り組みについて

◇習志野警察署では平成 30 年 4 月 1 日から署長以下 193 名で緊急対策室を設置し、様々な対策を講じている。

・習志野市の高齢者支援課の御協力のもと、配食安否確認サービスのネットワークを活用し、配食事業者に対して電話 de 詐欺の啓発のチラシの配布を依頼している。

・ストップ電話 de 詐欺ののぼり旗を習志野警察署管内の七駅（〈JR〉津田沼、新習志野、〈京成〉津田沼、谷津、大久保、実籾、〈新京成〉大久保、津田沼）、その他管内のコンビニエンスストアに設置をお願いしている。

・高齢者がいそうな総合病院や診療所等にお願ひし、45 カ所の医療機関の方々に当啓発用のチラシの掲示を依頼している。

・管内金融機関に対する協力要請ということで、管内銀行や、郵便局等の金融機関 30 カ所に対して声掛けマニュアルを配布し、金融機関での水際対策の強化を図っている。

・習志野警察署独自の施策で、警察の旭日章マークが入った電話 de 詐欺通

報協力員ステッカーの配布をしている。これを御自宅の玄関や外から見えやすいところに貼っていただくことによって、抑止効果を期待している。個人での通報協力員ということで目標は1,000箇所を設置、また事業所については登録店ということで、管内100箇所の設置を目指している。

・平成30年6月28日に習志野市をはじめとした習志野商工会議所、習志野市連合町会連絡協議会、習志野市防犯協会、習志野警察署の5機関が電話de詐欺の撲滅を目指して協定を締結。

・市内小学生による防災無線放送について。電話de詐欺の注意喚起、通報協力の依頼ということで毎週水曜日の午前9時に実施。

◇その他、広報啓発活動

- ・会議における防犯講話やキャンペーン
- ・年金支給日におけるATM警戒
- ・地域警察官の合同パトロール、巡回連絡
- ・防災無線による広報
- ・千葉県警が施策として実施している「ちば安心安全メール」を活用し、タイムリーに管内の犯罪発生状況について連絡している。
- ・一番有効な詐欺対策としては犯人と接触しない、話さないということである。

◇まとめ

一番大切なのは防犯意識を皆様に持っていただくということだと考えられる。犯罪対策、あるいはこういった犯罪の手口を知ることが一番の防犯対策である。

■質疑等

【委員】忍び込みというのはどういう手口なのですか。

【習志野警察署】忍び込みの手口は、実際に家に人がいる、寝ているといった状況にも関わらず、自宅に侵入し、現金や金品などそういったものを盗むという手口になります。

【委員】空家対策の件について、事例の中で1件、解体、更地になったということであったが、十何件あった中でその他のところではどんな措置が取られているのですか。

【事務局】まず、大変危険な物件ということで12件抽出させていただきました。そのうちの1件の事例をさせていただいたのですが、他にも改善をしていただいた例はございます。今のところ12件中、8件までが指導・助言・勧告・命令、その方たちに順次、行政処分、行政からの命令等させていただいております。12件中、4件ほどは改善の方向に進んでいる状況でございます。その12物件以外でも市内に空家

は285戸程ありました。その中で特定空家にならない部分についても市民の方からいろいろな情報を得られておりまして、その方たちにも所有者を探し、樹木を剪定してくださいとか、アンテナが取れそうだからしっかりと設置してください等の指導をさせていただき、改善をしたという例は数十件ございます。

【委員】防犯カメラの設置について伺いたいのですが、習志野市内の小・中学校、27校くらいあると思うのですが、全校設置になる予定というのはありますか。大変設置してある数が多い中、小学校に設置している数が少ないと思うのですが。

【事務局】防犯カメラ設置要綱に基づき、そちらの要綱については防犯安全課で管理をさせていただいております。ただし、設置箇所、例えば、公園内の設置あるいは小・中学校内の設置、子ども園での設置につきましては、各々の所属先で決定をさせていただき配置をしておりますことから、我々としたしましても危険な箇所といわれるような部分、例えば職員室から見えない正門にはできるだけつけてほしいとか、子どもの安全確保が何かの障害物があることから見えにくいということをつけてほしいとかの考え方を持っておりますが、おつけになるかならないかについては、教育委員会とも相談させていただいております。私の方からも今回このような意見があったということで、この協議会の前の連絡協議会というので発表させていただき、今後検討させていただきたいと思っております。

【委員】今のお話の補足のよう形で失礼いたします。私、大久保小に子供が2人おりまして、大久保小の防犯カメラにつきましては、昨年度、もしくは一昨年度に設置しました。こちらの管理者・設置者は習志野市教育委員会となっているのですが、実際に防犯カメラを正門と裏門とあともう1箇所くらいなのですが、それを購入したのはPTA会費から購入しています。保守・管理の費用も、今年度PTA会費に予算を組みこんでPTA会費から出しているのです。ですので、そういう意味でも各小学校で対応がかなりバラバラで一律にはなっていないのです。これは設置してからの運用に関しても小学校ごとで本当にバラバラですし、例えば大久保小は録画式の防犯カメラを設置しているので、具体的に問題が起こった時に、じゃあその映像を確認しようというような形のカメラですし、学校さんによっては、四六時中誰かがモニターを見ているような学校もあるというような話も聞きました。全校に付けるというような形にするには結構色々な問題があるのだなというふうに思っております。

【事務局】私もその件につきましては報告を受けた経緯もございます。ただし、

この件につきましても今後、教育委員会と相談させていただきます。各学校の事情、あるいは予算の関係上もあります。個人情報収集しているというような観点からも様々な手続きがございます。ですので、私どもといたしましては、設置要綱を管理している防犯安全課として様々な助言等をさせていただこうと思っております。それについては、各事情をしっかりと聞いてからということですので、そちらについても連絡協議会の方で協議をさせていただきます。貴重な御意見ありがとうございます。

【委員】電話 de 詐欺のことにに関して少しだけ感想を述べさせていただきます。実はこの電話 de 詐欺の通報協力員に私はなっているのですが、なる前に地域のお年寄りから電話が突然かかってきて、親戚なのですが、「姉さん会いたいよ」と10年20年前の人から言うのだそうです。何を聞かれたのと聞いたら、「一人住まいなの」と聞かれたので「そうだよ、一人住まいだよ、遊びにおいで」と答えたそうです。それを聞きまして、ちょっと待って、危ないよって。それはもしかしたらおかしいからねという話をして、その方には一切その電話には出ちゃダメだよと。聞かれても、息子が来ているとかそういうふうには言いなさいという話をした後に、警察から電話 de 詐欺の協力員のお話をいただきました。実は連合町会連絡協議会の中でもこの協力を求めています。このステッカーに警察のマークがあるというのは、通報員という役割以上に自分に安心感を持ちました。もらって帰ってきて玄関の真ん中に貼ったのですが、協力員に申請した方たちから、これは安心だねということをおっしゃっております。ですからどうか皆さんにこれに参加してほしいなと、協力員になってほしいなとすごく思っていました。2億何千万もの大事な財産が盗まれているので、あえて言わせていただきました。失礼いたしました。

【委員】私から防犯カメラの関係でお聞きしたいのですが、148台設置されている中で路上等についているカメラ、平成24年度にひったくりの対策で設置されているものが主になると思うのですが、例えばメインの道路には設置されていないということでもよろしいですか。実際に犯罪が発生している状況の防犯カメラの内容を見ているのですが、コンビニだとか、銀行さんですとか、そういったところで防犯カメラの映像を収集することもあるのですが、もし市の方でメインの道路の交差点とかに付けていただくようになっていけば、もう少し角度の高い情報が得られるのではないかと思います。その計画等についてあれば教えていただきたいと思っております。

【事務局】防犯カメラにつきましては平成24年度に市内のひったくりが多発している場所、こちらも習志野警察署と協議をさせていただき、市内に

	<p>20カ所、防犯カメラをつけさせていただいています。主に、藤崎方面で特にひったくりが多かったという実情がございましたので、県の補助金を使い、そちらの方に設置させていただいております。その後、防犯カメラも年数によって経年劣化してしまいまして、24時間映像が取れない状況があることや、映像がぼやけてきたというような報告を受けましたことから、今年度はそのうちの10機をリニューアルする予算立てを取っております。このほかに、市内、通学路等含めまして数千カ所、防犯カメラがあった方がいいのではないかというような場所がございますことから、この地区を重点的にというような予定は、今のところはございません。</p> <p>第4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の協議会については本日を含め年3回予定している。あとの2回は、今のところ11月20日前後、2月の初旬ということで調整している。 <p>(4)閉会</p>
問合せ先	<p>所管課：協働経済部 防犯安全課 電話番号：047-451-1151 (内線245)</p>